

「建交労とうきょう」はいつでもみなさまからの記事や写真を待っています。
 (メール) tohonbukukenkouro@smile.odn.ne.jp
 ホームページ
<http://www.kenkouro.com/>

建交労

CTG とうきょう

建交労東京都本部機関紙

発行所
 全日本建設交通一般労働組合東京都本部
 〒135-0048
 江東区門前仲町1-20-3
 東京建設自労会館7階
 電話 03 (3820)8644(代)
 fax 03 (3820)8646
 編集発行人 松田 隆浩
 1部15円組合費に含まれる(〒60円)

東京・埼玉トラック部会 トラックの日宣伝行動開催!

首都圏(東京・埼玉)トラック部会は「トラックの日」行動を10月9日「大宮トラックステーション」にて開催しました。新型コロナウイルスへの感染防止から参加者を最小限にし、東京・埼玉トラック部会から述べ20名の参加となりました。例年トラックの日行動では、春闘アンケートの取組みと共に、ドライバーの健康障害による交通事故などが急増していることを受け、ドライバーの長時間過密労働の実態を把握すべく、血圧や尿、体組成といった簡単な検診と、保健師の方から生活習慣につ

いてアドバイスをもらう行動を実施しています。今年は新型コロナウイルスへの感染防止を考慮し、健康チェックは行わず、春闘と新型コロナウイルス感染症に関するアンケートに取組みました。また、東京・埼玉トラック協会から提供していただいた「トラックの日」をアピールするためのグッズ配布を行ないました。台風14号の接近に伴い、あいにくの天気となりましたが大宮トラックステーションは北海道から九州ナンバーのトラックで埋め尽くされ、アンケートに答えて頂いたドライバーから

「休みがなかなか取れない、帰り荷がない」は「東交トラック部会 事務局長 中島 均」



【10月9日はトラックの日 なくせ交通事故災害・過労運転!】



【アンケートにご協力頂きありがとうございます】

10月4日(日) 神田支部 第86回 定期大会開催

神田支部第86回定期大会が10月4日(日)に東京トラック健保会館にて、執行部役員17名、代議員37名の参加で開催されました。冒頭に挨拶した中島均執行委員長は、コロナ禍の中で規模の縮小と感染対策をした上での開催となったことや、菅政権の安倍政治の継承への不透明感について触れ、会社への経済闘争では解決できない要求(所得税・消費税等の税制等)を行う必要性や、貨物運送事業法改正による「標準的な運賃」の浸透への課題・2024年からの運転手職種への時間外労働時間抑制への対策に対する運動、今年発生した会社内でのコンプライアンス違反に対する『労働組合としての経営へのチェック機能強化』の必要性について訴えました。また、今大会が過去最高現勢(1627名)で迎えられたことを報告しました。その後、一般経過報告、運動方針(案)を石塚和書記長が提案し、業績見込みや先日発覚したコンプライアンス違反問題などの報告もありました。上村誠副執行委員長からは2020年度会計報告と予算編成(案)、大塚唯司会



【中島前委員長(写真左)上村新委員長(写真右)】

計監査から監査報告がありました。その後、議案採決、各種決議、大会スローガンの確認、新年度役員選挙結果の報告を行い、確認されました。今大会で中島均執行委員長が退任するにあたり、常任執行委員就任から25年の経歴が紹介されました。中島前執行委員長からは「人生の半分以上が組合生活であり人間形成になった。今後は1800名の組織建設を上村誠新執行委員長の下で躍進して欲しい。」と退任の挨拶がありました。上村新執行委員長からは執行部を代表して、「コロナ禍であるが今後も組合員の生活向上に向け取り組んでいきたい。」と挨拶がありました。最後に奥貫岳史副執行委員長から議長に対して記念品の贈呈と閉会挨拶、吉田亮太青年婦人部長の団結ガンバローで終了しました。【神田支部書記長 石塚 和一】

京王電鉄らによる違法な雇用延長差別を免罪した不当決定に対する声明 建交労京王新労働組合支援共闘会議 京王新労差別事件弁護団

2020年10月6日、最高裁判所第三小法廷(裁判長菅崎裕子)は、上告人兼申立人ら3名による上告を棄却し、同人らの上告受理申立を受理しない決定をした。同決定は、定年後の雇用延長差別を容認し、上告人兼申立人らのバス運転士としての労働契約上の地位を認めないばかりか、損害賠償請求も認めないという東京高等裁判所における不当判決を維持する判断にほかならない。会社による違法な雇用延長差別を免罪した本件決定に断固として抗議する。本件は、入社以来30年前後にわたってバス運転士として働いてきた上告人兼申立人ら3名について、定年後、希望するバス運転士の仕事を取り上げ、ひたすらバス車両の清掃業務に従事させ、賃金も生活扶助以下の著しい低額で定年前の年収の30%以下とする酷い扱いに対して、上告人兼申立人らがバスの運転手(継匠社員)としての地位の確認と損害賠償の支払いを求めて提訴した事件で

ある。高裁判決は、高年齢者等の職業の安定その他福祉の増進を図ることをかけた高年齢者雇用安定法の趣旨に反する不合理な差別であることを看過し、その違法性を否定したものである。本件において会社は、旧高年法のもとで定年後にバス運転士として雇用を継続するとしていたものを2012年に同法が改正されて希望者全員の雇用が義務づけられるようになると、ひたすらバス車両の清掃業務に従事させる再雇用社員制度を設け、上告人兼申立人らにこれを適用するという著しく不合理な取扱いをしたものであるが、最高裁は、このような著しく不合理な高裁判決を維持したのである。このような最高裁の決定は到底容認できるものではない。しかも、本件の雇用延長差別は、京王新労働組合(以下「京王新労」)の現職の執行委員長のほか中心的な活動を担ってきた上告人兼申立人ら3名に対する不当労働行為であり、組合として、労働委員会に救済を申し立てて係争中であるが、上告人兼申立人らは、本訴においても不当労働行為による違法行為として争ってきた。京王新労は、2001年に京王電鉄と連合労働組が合意した大幅な労働条件変

更を伴うバス部門分社化に反対して結成された労働組合であり、会社から様々な組織破壊、差別攻撃を受けている。会社の業務引き継ぎ文書においては組合員に対する差別的な査定を継続するよう指示したり、組合員について「許されるなら中央線の線路に突き落としてください」と記載するなど、会社は徹底して新労を敵視している。しかるに、最高裁は、本件の雇用延長差別について、不当労働行為と認めず、地位確認はもとより、慰謝料の支払いも退けた高裁判決を維持したのである。このような最高裁の決定は到底容認できるものではない。さらに、最高裁の決定は、上告人兼申立人らの上告を棄却し、上告受理申立を受理としたことについて一切理由を示していない。上告人兼申立人らの訴えに一切応えず、三行半を下したものであつて、この点においても到底容認できるものではない。我々は、今後も、上告人兼申立人らをバス運転士として復職させ、京王新労に対する不当労働行為をやめさせるためにたたかうものであり、会社に対して、争議を全面解決するよう強く求めるものである。

2020年10月9日

10月10日(土) 豊島運送支部 第107回 定期大会開催

コロナ禍や台風による悪天候の中、豊島運送支部第107回定期大会を10月10日(土)に組合員56名に出席43名で開催しました。来賓に、板橋区労連より舟木事務局長、東京都本部遠藤書記長、東京トラック部会中島事務局長の3名にお越し頂き、舟木

事務局長からは情勢について、遠藤書記長からは都本部の運動方針でもある組織機能について、中島事務局長からはトラック業界の現状について挨拶を頂きました。豊島運送支部としての運動方針は、組織機能の確立と強化を掲げました。学習教育を行い執行部の力量アップに繋げ組織強化を図りつつ、世代交代を視野に入れた次の担い手の育成も進

米、印、ブラジル、ロシア、アルゼンチン、欧米諸国
～広がり続ける
新型コロナウイルス～

フランスでは10月に約1万4千件、フランスでは1日当たり20万件と検査数の違いはあるが、下げ「無かつた事にする」をドイツでは飲食店 死者数の違いで明らかだ。ただ許してはいけない。 一部の交代を含め、新たな役員が選出されました。また1年間様々な運動に力を入れ、団結して頑張ります。 【豊島運送支部 書記長 世永 勝】

～新型コロナウイルスについての相談・情報は都本部までお寄せ下さい～
建交労東京都本部
☎03-3820-8644
✉tohonbukenkouro@smile.odn.ne.jp

～新型コロナウイルスについての相談・情報は都本部までお寄せ下さい～

組合掲示板

- 11月21日(土)～22日(日) 中央本部21春闘討論集会/静岡県伊豆長岡ホテル・サンパレー富士見
- 12月6日(日)10時～12時半 建交労東京都本部春闘討論集会/トラック健保会館(市ヶ谷駅)
- 2021年
- 東京都本部新年旗開き→中止